

館林地区消防組合通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

館林地区消防組合

管理者 多田善宏

## 館林地区消防組合規則第8号

### 館林地区消防組合通勤手当支給規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合通勤手当支給規則（昭和45年館林地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「住居通勤」を「住居、通勤」に、「又は」を「、又は」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 第16条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条中「提示」の次に「又は第16条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加え、「改訂」を「改定」に改める。

第6条中「新幹線鉄道等」を「条例第12条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「運賃時間距離等」を「、運賃、時間、距離等」に改める。

第8条第1項中「次項」の次に「及び第8条の3第2号」を加え、同項第1号中「条例第12条第7項」を「条例第12条第8項」に改める。

第8条の3第1項第1号中「（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1か月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第10条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとな

る等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「であるもの」の次に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加える。

第 11 条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居」を「おける次に掲げる住居」に改め、同条に次の 3 号を加える。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

イ 条例第 12 条第 3 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前 2 号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第 12 条を削る。

第 13 条見出し中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第 1 項中「新幹線鉄道等に」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に」改め、同条第 2 項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第 3 項中「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額」を「特別料金等相当額（第 16 条の 2 第 4 項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「同項第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加え、「「価額」とあるのは「価額の 2 分の 1 に相当する額」と、同項第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を「同項第 2 号中」に、「「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する」を「特別料金等」に改め、同条を第 12 条とする。

第 14 条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれを準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の 3 号を加える。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該

転居後の住居であって次に掲げるもの

イ 条例第 12 条第 4 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前 2 号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第 14 条を第 13 条とする。

第 15 条中「人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の変更を生ずる者」を「次に掲げる職員」に改め、「であるもの」の次に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加え、同条に次に 2 号を加える。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者

(2) 人事交流職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の事情に変更を生ずる職員

第 15 条を第 14 条とする。

第 16 条第 1 項中「次に掲げる職員」の次に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加え、同項第 1 号中「、当該住居」を「、当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第 12 条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第 2 号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を

養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合において当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上又は 90 分以上であり、かつ、当該子の養育に行っているものに限る。）

- (3) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上又は通勤時間が 90 分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

第 16 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 2 号において「特定住居」とは、同項第 2 号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

イ 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が 60 キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前 2 号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第 16 条を第 15 条とする。

第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項各号に掲げる」を「第 4 項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第 18 条」を「、第 17 条の 2 及び第 18 条」に改め、同条第 2 項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第 4 項中「条例第 12 条第 5 項」を「条例第 12 条第 6 項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「1 か月当たりの運賃等相当額等（第 8 条の 3 第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第 12 条第 2 項第 2 号に定める額（第 8 条の 3 第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第 17 条の 2 第 2 項において「1 か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が 150,000 円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第 12 条第 6 項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項第 1 号から第 3 号までを削り、同条を第 16 条とする。

第 17 条の 2 第 1 項中「条例第 12 条第 6 項」を「条例第 12 条第 7 項」に改め、同条第 2 項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第 12 条第 6 項」を「条例第 12 条第 6 項」に改め、同項第 1 号中「1 か月当たりの運賃等相当額等（第 8 条の 3 第 1 号に掲げる職員にあっては、1 か月当たりの運賃等相当額及び条例第 12 条第 2 項第 2 号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が 55,000 円」を「1 か月あたりの通勤手当算出基礎額が 150,000 円」に、「普通交通機関等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「1 か月当たりの運賃等相当額等が 55,000 円」を「1 か月当たりの通勤手当算出額が 150,000 円」に、「普通交通機関等」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等）」に、「普通交通機関等」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」に改め、同項第 2 号中「1 か月当たりの運賃等相当額」を「1 か月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「55,000 円」を「150,000 円」に、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「150,000 円に事由発生月の翌月から支給単位機関等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）」に改め、同号中ア及びイを削り、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「条例第 12 条第 6 項」を「条例第 12 条第 7 項」に、「前 2 項」を「前項」に、「当該給与」を「管理者

の定めるところにより当該給与」に改め、同項を同条第3項とする。

第17条の3第1項中「条例第12条第7項」を「条例第12条第8項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。